

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

- 1 件名
GREEN×EXPO 2027来場者向け展示物（資源循環の可視化・カーボンリサイクル）に関する企画・制作業務委託
- 2 業務の内容
別紙業務説明資料のとおり
- 3 概算業務価格（上限）
12,000 千円（税込）
なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。
※ 参考見積書の宛名は「横浜市契約事務受任者」とし、一切の諸経費を含めた見積金額（税抜）を記入してください。
※ 参考見積書に記入した見積金額は評価の対象ではありません。
- 4 参加に係る手続き
 - (1) 参加意向申出書（様式1）の提出
 - ア 提出期限 令和8年6月15日（月）午後5時まで（必着）
 - イ 提出方法
持参（平日午前9時から午後5時まで）、郵送（書留郵便で期限までに必着）又は電子メール（PDFデータで期限までに発信し、到達を電話で確認してください）
 - ウ 提出部数 1部
 - エ 提出先 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎 30階
電話番号：045-671-4109／E-mail：da-exhibit@city.yokohama.lg.jp
 - (2) 参加意向手続時の提出書類
 - 4（1）の参加意向申出書の提出に併せて、下記の書類を提出すること。
 - ア 誓約書 1部
 - イ 本業務と類似の事業履行実績（「国際博覧会における企画・展示物制作業務」の履行実績）が分かる書類 1部
 - ウ 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿に未登録の者については、申請中であることを証明できる書類 1部
 - (3) 提案資格確認結果の通知
参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和8年6月18日（木）午後5時までに行います。

イ 通知方法 電子メール

ウ その他

(ア) 提案資格が認められた者には、令和8年度における検討内容に係る資料データ※（令和8年5月時点）を提供します。

※全体平面配置図、展示ゾーンのコセプト、共通展示什器の仕様、体験時間の目安、耐荷重、禁止事項等

(イ) 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により資格が認められなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで、持参又は郵送（必着）により提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

5 提案資格

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を本市が求める場合は、これに対応すること。

(1) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、営業種目「イベント企画運営等」の細目A「イベント企画」及び細目B「イベント運営等」に登録していること。

なお、一般競争入札有資格者名簿に未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で、上記の種目及び細目において現に申込中である場合は、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していることを条件に、登録がある者とみなす。

(2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）」の規定による指名停止措置を受けていない者。

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と裕接な関係を有すると認められる者でないこと。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。

(7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）。

(9) 本業務と類似の事業履行実績（「国際博覧会における企画・展示物制作業務」の履行実績が1件以上）を有すること。ただし、実績は横浜市における事業実績でなくても構わない。

6 質問書（様式3）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします（質問者に対する個別回答は行いませんので、質問内容が明確になるように記入してください）。

質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和8年6月22日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課（電話：045-671-4109）
- (3) 提出方法 電子メール da-exhibit@city.yokohama.lg.jp（到達を電話で確認してください。）
- (4) 回答日及び方法 令和8年6月26日（金）午後5時までにウェブページに掲載します。

7 提案書の内容

- (1) 提案書は、所定の書式（様式4）に基づき作成するものとします。

なお、提案書等の提出書類には、社名等（代表者名、社員名、企業ロゴ等を含む）の表記を行わないこととします。

- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦、片面印刷、左綴じとします。

なお、記載内容により、A4版横のページを含むことを認めます。

- (3) 提案については、業務説明資料を踏まえ、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 業務実施体制（様式5）

イ 予定技術者の経歴等（様式6）※1

ウ 予定技術者の同種・類似業務実績（様式7）※1

エ 業務の実施方針（様式8）

オ 業務の実施手法（様式9）

カ 展示物構成案（様式自由）

キ その他の提案（様式10）

ク ワークライフバランスに関する取組（様式11）

ケ 提案書の開示に係る意向申出書（様式12）

コ 参考見積書（様式自由）※2

※1 予定技術者ごとに作成すること。

※2 業務に係る人件費、実費等の経費について、できるだけ詳細な内訳を明記した参考見積書を作成すること。

- (4) 本業務は業務説明資料「4 業務目的」に記載のとおり、①みなとみらい21地区における資源循環の可視化と、②鶴見区末広町におけるカーボンリサイクルをテーマとした、2つの展示物の企画及び制作等を行うものです。そのため、「7(3)カ 展示物構成案」は、テーマ①及びテーマ②それぞれについて記載してください。なお、業務説明資料「6 展示物の規格等」(2)展示内容を基に構成してください。

- (5) 提案書の作成にあたっては、次の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

ウ 文字は注記等を除き原則として 10.5 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まらない場合は、枠を広げる又は枚数を増やして記述してください。

エ 多色刷りは可としますが、事務局内でモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

オ 手書きの場合は、消えない筆記用具で作成してください（鉛筆・消えるボールペンの使用は認めません。）。

8 評価基準

【別紙】提案書評価基準のとおり

9 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数

	提出部数
提案書（様式4）	1部
提案書の開示に係る意向申出書（様式12）	1部
提案書作成要領 別記様式等 ア 業務実施体制（様式5） イ 予定技術者の経歴等（様式6） ウ 予定技術者の同種・類似業務実績（様式7） エ 業務の実施方針（様式8） オ 業務の実施手法（様式9） カ 展示物構成案（様式自由） キ その他の提案（様式10） ク ワークライフバランスに関する取組（様式11）	10セット（紙出力、 1セットずつダブル クリップ留め）
参考見積書	1部

イ 提出先 4(1)エと同じ

ウ 提出期限 令和8年7月6日（月）午後5時まで（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、横浜市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 提案内容の変更は認められません。

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日 令和8年7月15日(水)(予定)
※市会日程等により変更する場合があります。
- (2) 実施場所 横浜市庁舎
- (3) 出席者 総括責任者又は管理技術者を含む3名以下
- (4) その他

ア 時間等の詳細については、別途お知らせします。

イ 提案者名を推測できる発言及び提案書に記載のない項目の説明は行わないようにしてください(提案内容を超える説明は、評価の対象となりません)。

ウ 評価委員配布用の提案書は、本市で用意しますので、持参する必要はありません。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	脱炭素・GREEN×EXPO推進局第二入札参加資格審査・業者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること
委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局戦略企画部長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局戦略企画課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素マネジメント課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷交通整備課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷公園企画課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局技術監理課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局総務課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局経理課長

名 称	GREEN×EXPO 2027来場者向け展示物(資源循環の可視化・カーボンリサイクル)に関する企画・制作業務委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの評価に関すること
委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局総務課長
副委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素マネジメント課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局戦略企画課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課SDG s 未来都市推進担当課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課担当係長
委員	資源循環局政策調整課担当課長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和8年7月下旬(予定)

- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで、持参又は郵送（必着）により提出しなければなりません。

本市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祝日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

13 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために横浜市において作成された資料は、横浜市の了解なく公表、使用することはできません。

14 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、審査等委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、横浜市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

16 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。